宿毛市国土強靱化地域計画

宿毛市

令和３年３月

（令和４年３月一部改訂）

（令和５年３月一部改訂）

目　次

はじめに　…………………………………………………………　P.１

第１章　宿毛市強靱化の基本的な考え方

　１　宿毛市の強靱化を推進する上での基本的な方針　…………………　P.３

　２　計画の役割と位置付け　……………………………………　P.６

　３　基本的な進め方　……………………………………………　P.６

第２章　想定するリスクに対する脆弱性の評価

　１　評価の枠組み及び手順　……………………………………　P.７

　２　脆弱性の評価　………………………………………………　P.９

第３章　強靱化の推進方針

　１　起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針　…………………　P.26

　２　施策分野ごとの推進方針　…………………………………　P.43

第４章　計画の進捗管理と不断の見直し

　１　強靱化に係る計画等の必要な見直し　…………………………　P.53

　２　計画の進捗管理と不断の見直し　……………………………　P.53

はじめに

わが国は、これまでに伊勢湾台風や阪神・淡路大震災、東日本大震災などたび重なる大災害を経験し、災害対策基本法の策定をはじめとした防災対策を講じてきました。

本市においても、過去に数々の水害に見舞われ、平成23年の東日本大震災の発生を契機に、南海トラフ地震対策の再検討や地域防災計画の全面的な見直しを行うなど、事前防災の取組や防災体制を強化してきたところです。

しかし、これまでの大規模自然災害の歴史を振り返ると、様々な対策を講じてきたものの甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。このような事態を避けるためには、まずは人命を守り、そして、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づく継続的な取組が重要です。

このような視点から、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」）という）」が公布・施行され、平成26年６月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する他の国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という）」を策定、また、平成30年12月には近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、基本計画の見直しを行いました。

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、市民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、本市においても、国や県などと一体となって強靱化の取組を計画的に推進すべく、「宿毛市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

第１章　宿毛市強靱化の基本的な考え方

１　宿毛市の強靱化を推進する上での基本的な方針

本市は、災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで数多くの風水害などに見舞われ、時として多大な人命並びに財産を失ってきました。

○市域で発生した主な災害

災害の種別	概況	被害状況
昭和 38 年 8 月 水害・土砂災害 台風 9 号	台風 9 号は、8 月 9 日に宮崎県と大分県の県境に上陸し門司西方から日本海へ抜けた台風である。 宿毛市の最大瞬間風速は 8 月 9 日午前 8 時 46 分に 41.8m、雨量は同日午後 3 時に 291.5mm を記録した。 主な被害として、県道宿毛-清水線が 10m に渡って崩れたため通行止めが発生した事や、海岸地帯の片島、小筑紫、大海等で床上・床下浸水等があった。〔災害救助法適用〕	死傷者数：4 人 被害家屋数：1,532 戸 損 害 額：810,000 千円
昭和 46 年 8 月 水害 台風 23 号	U ターン台風 23 号は南九州から日向灘を一跨ぎにし、四国西南部に殺到した台風である。 宿毛市の最大瞬間風速は 37.4m、雨量は 8 月 29 日午前 9 時から 24 時間で 183.0mm を記録した。 主な被害として、国道 56 号が和田付近と山奈町において冠水し通行止めが発生した事や、県道宿毛-津島線、宿毛-宗呂-下川口線においても冠水し通行止めが発生したため、四万十市、高知市方面への交通が断絶された事等があった。〔激甚災害指定〕	死傷者数：－人 被害家屋数：232 戸 損 害 額：－千円
昭和 47 年 7 月 水害 台風 9 号	台風 9 号は、7 月 23 日に豊後水道から接近し大分県佐伯市へ抜けた台風である。 宿毛測候所の観測では、最低気圧 985.3mb、最大瞬間風速は 48.0m、総雨量は 289.0mm を記録した。 主な被害として、河川の氾濫がひどく橋梁流出が 28 箇所に上るほか、農林、水産関係においても甚大な損害をもたらした。〔災害救助法適用〕	死傷者数：4 人 被害家屋数：1,532 戸 損 害 額：3,832,306 千円
昭和 50 年 8 月 水害 台風 5 号・6 号	台風 5 号・6 号は、8 月 17 日に 5 号が宿毛市を通過し、同月 22 日に 6 号が宿毛市付近を通過したため、台風 5 号の災害応急対策に着手直後の被災地が二次災害を被り、被害が増大した台風である。 台風 5 号は中心気圧が 950.0mb、最大風速は 40.0m の勢力を保って宿毛市に上陸し、高吾北地方、須崎市、土佐市、東部山間部にすさまじい豪雨をもたらした。	死傷者数：15 人 被害家屋数：3,201 戸 損 害 額：－千円

	台風6号はわずか5日後に室戸岬の東海上を北々東に通過したため、再び県下に大雨をもたらした。この事が二次災害に繋がり、被害を増大させた。〔災害救助法適用〕	
昭和55年8月 水害 集中豪雨	昭和55年8月の集中豪雨は、雨量が降り始めから8月5日午後5時までに412.0mmに達し、沖の島、大月町柏島を中心に被害を出した集中豪雨である。 宿毛航路標識事務所沖の島灯台の観測では、8月3日午後3時の降り始めから5日午後11時までの総雨量が805.0mmに達し、この内5日午前5時から1時間の雨量が50.0mmになり、同灯台での観測開始以来の最高雨量を記録した。 主な被害として沖の島で、交通、通信、水道、送電が断絶し、特に複数の県市道で大きな損害があった。	死傷者数：－人 被害家屋数：88戸 損 害 額：537,000千円
昭和57年8月 水害 台風13号	台風13号は、8月25日午前2時30分に愛媛県宇和島付近に上陸し、同日午後3時に日本海へ抜けた台風である。 宿毛市測候所において、最大瞬間風速は8月27日に42.0m、台風の中心最低気圧は979.0mbを記録した。 主な被害として、松田川の氾濫により一面の田畑に冠水、また国道56号とその迂回路でも冠水したため四万十市との交通が断絶、他の市道においても9箇所で通行止めの発生等があった。	死傷者数：－人 被害家屋数：46戸 損 害 額：－千円
平成13年9月 水害・土砂災害 高知県 西南豪雨災害	高知県西南豪雨災害は、9月6日未明から西日本上空に停滞していた秋雨前線に向かって、暖気流と熱帯低気圧が日本の東海上にある太平洋高気圧の淵を回り流れ込んだ結果、猛烈な集中豪雨を発生させる「湿舌」と呼ばれる現象となり、高知県に甚大な被害をもたらした災害である。 宿毛市の雨量は9月6日午前2時からの1時間に71.0mmとなり、降り始めからの総雨量は248.0mmを記録した。 主な被害として、福良川、伊与野川が氾濫し、特に福良川沿いの県道28号は、がけ崩れにより凄まじい損壊状況となった。〔激甚災害指定〕	死傷者数：－人 被害家屋数：99戸 損 害 額：2,072,060千円
平成30年7月 水害・土砂災害 平成30年7月豪雨	「平成30年7月豪雨」では、7月8日明け方に大月町から宿毛市にかけて「線状降水帯」が形成され、記録的な豪雨となった。 宿毛市では、7月8日午前3時からの3時間雨量は263mmとなり、観測記録を更新し、高知県初となる「大雨特別警報」が発表された。【災害救助法適用】 市街地の家屋浸水や、沿岸部を中心に土砂災害が多く発生し、果樹園や養殖魚へ大きな被害が発生した。【激甚災害指定】	死傷者数：1人 被害家屋数：568戸 損 害 額：4,345,720千円

○過去の地震による被害

地震名	規模	被害状況（高知県）
1707 年（宝永 4 年）10 月 宝永地震	M8.4	死者：1,844 人 潰家：4,866 軒 破損家：1,742 軒 流家：11,170 軒
1854 年（安政元年）12 月 安政南海地震	M8.4	死者：372 人 全壊：4,815 軒 破損家：10,289 軒 焼失家屋：3,301 軒 流家：3,818 軒
昭和 21 年 12 月 昭和南海地震	M8.1	死者・行方不明者：679 人 負傷者：1,836 人 家屋全半壊：15,324 戸 流出：566 戸

※出典　四国災害アーカイブスＨＰ：宝永地震，安政南海地震
南海大震災誌（高知県）：昭和南海地震

本計画は基本法並びに基本計画及び県の計画に即し、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域や経済社会のシステムが機能不全に陥らない強靭な地域づくりのため、以下の４項目を基本目標として、国土強靭化の取組を推進します。

・人命の保護が最大限図られること
・市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
・迅速な復旧復興

２　計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第１３条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有しています。すなわち、国土強靱化に係る部分ついては、本計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の必要な見直しを行います。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。

また、国土強靱化の取組は、国や県などの関係行政機関と一体で進めるべきもので、本計画は基本計画や県計画と調和が保たれたものでなければなりません。そのため、基本計画と整合を図った基本目標や事前に備えるべき目標を定めたうえで、本市において想定されるリスクや地域特性、これまでの施策の取組状況などを踏まえつつ、基本計画と調和を図った計画を策定しています。

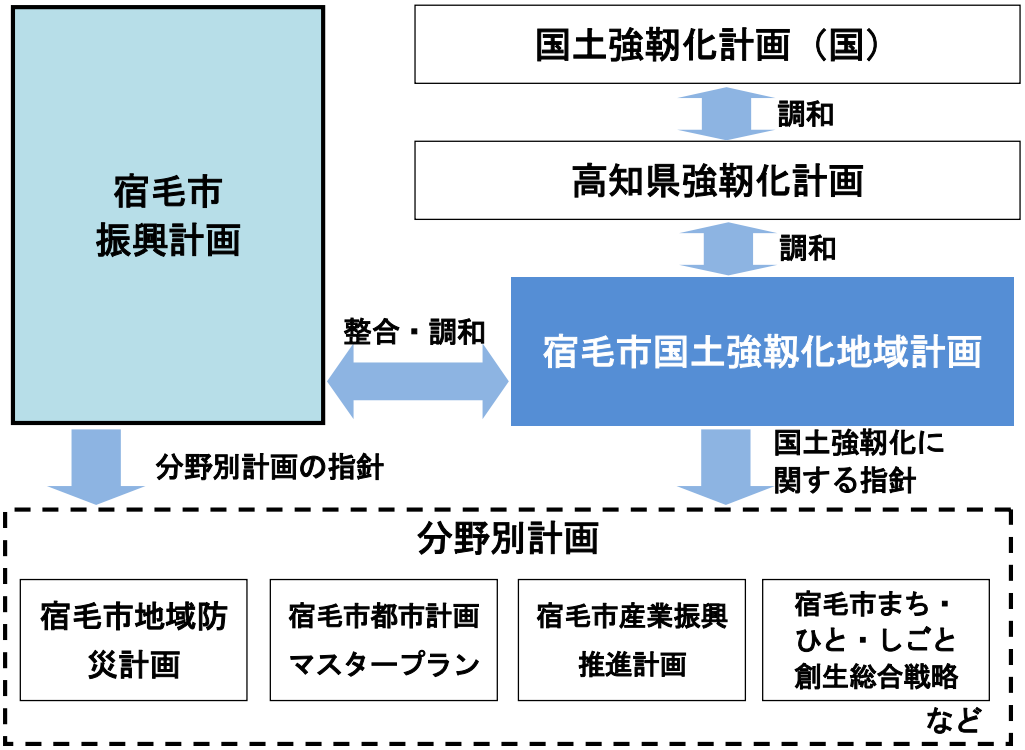

３　基本的な進め方

「国土の強靱化」は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、

①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析し

②被害シナリオと現在の施策の進捗状況から、リスクに対しどういった弱み（脆弱性）があるのかを明らかにし

③脆弱性を克服するための対応策を検討し

④その対応策を計画的に実施し

⑤その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善する

というＰＤＣＡサイクルを繰り返して取組を推進します。

行動計画は、対策に抜け落ちがないように、時系列で最悪の事態を想定し、その被害を回避するために必要な対策（事前に備える目標と施策）を取りまとめており、国土強靱化基本計画の策定手順に沿った計画となっています。

そのため、本計画は行動計画の考え方をベースとして策定します。

第２章　想定するリスクに対する脆弱性の評価

１　評価の枠組み及び手順

本市の強靱化を図るため、まずは想定されるリスクに対し、どういった弱み（脆弱性）があるのかを評価します。

（１）対象とする災害

本計画で対象とする災害は、基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本市の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のように設定します。

対象とする災害	南海トラフ地震
	台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等を含む）
	大規模火災及び事故災害

（２）事前に備えるべき目標

想定する大規模地震災害に対して、基本計画における目標と調和を図り、以下の８項目の「事前に備えるべき目標」を設定しました。

① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（３）目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標や、事前に備えるべき目標の実現の妨げになる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として、国土強靱化基本計画や高知県強靱化計画を参考に、本市の災害特性等を踏まえて、８つの事前に備えるべき目標に対し以下のリスクシナリオを設定しました。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標			回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
		1-2	大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
		1-3	地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
		1-5	暴風雨や洪水等に伴う多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
		2-3	警察・消防等の被災による救助･救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員･施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
		4-2	災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
		5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態
		5-3	金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態
		5-4	食料等の安定供給が停滞する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガス等の供給機能が停止する事態
		6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
		6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態
		7-2	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-3	有害物質の大規模拡散･流出する事態
		7-4	大規模事故災害による二次災害が発生する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
		8-2	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
		8-4	文化財等が損失する事態

２　脆弱性の評価

目標１．直接死を最大限防ぐ

最悪の事態 1-1　建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する

○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐためには耐震化が必要である。住宅の耐震化については、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減等を図り、対策を着実に進める必要がある。

○社会福祉施設や医療機関等が倒壊し、災害発生時に重要な機能が喪失することを防ぐため、耐震性を把握し、耐震化を着実に進める必要がある。

○庁舎や市有建築物が倒壊し、行政機能の喪失を防ぐことや、職員等の命を守るために耐震化を進める必要がある。

○耐震性の低い又は老朽化が見受けられる市営住宅の倒壊を回避するため、市営住宅の耐震化、長寿命化、建て替えだけでなく、耐震化済民間住宅の活用や家賃補助等についても検討していく必要がある。

○社会福祉施設（隣保館等）の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化を推進する必要がある。

○子どもや職員を建物倒壊から守るため、学校等の施設の耐震化を着実に進める必要がある。また、学校施設等の老朽化が激しいものについては、改築を検討する必要がある。

○観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等は観光客等の命を守るために耐震化を進める必要がある。

○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難道の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化が必要である。

○地震、津波災害に備え、地盤液状化対策が必要である。

家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する

○保育所・幼稚園・学校等に対する児童の居室等の設備・施設の対策が必要である。

○家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等について啓発や安全対策が必要である。

○市庁舎や学校、保育園等のロッカーやキャビネット等の転倒やガラスの飛散による職員や児童等への被害を防ぐ対策が必要である。

○児童や生徒、乳幼児が同時に被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する必要がある。

ブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する

○ブロック塀や老朽住宅の倒壊、看板等の屋外広告物の落下は、市民への被害や避難行動、消火・救助活動の妨げになるため、啓発や支援制度を設ける等の対策が必要である。

避難行動要支援者が避難できない

○避難行動要支援者のうち、不同意者の個別避難計画策定方法を検討する必要がある。

○要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認などの支援対策の充実強化を図る必要がある。

○避難行動要支援者の情報を地域住民と共有できる仕組みづくりが必要である。

○避難行動要支援者の個別計画策定の加速化が必要である。また外国人対応要領を確立する必要がある。

○要配慮者や避難行動要支援者が迅速に避難でき、安否確認や市災害対策本部との連絡ができるよう、防災マニュアルを作成する必要がある。

○要配慮者、避難行動要支援者及びその家族に対し、地震に対する日頃からの備えについて啓発を行う必要がある。

○職員の派遣や資料の提供、大学・教育機関との連携等により、保育園及び小中学校における防災学習の取組を支援、推進する必要がある。

○保育所・小学校の児童保護者との災害時における緊急連絡手段の確立が必要である。

地域防災力が低いため避難できない

○自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取組を進めて防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を図る必要がある。

○緊急地震速報等の情報を市民に行き届かせ、迅速に避難をしてもらう必要がある。

最悪の事態 1-2　大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

津波到達までに逃げきれない

○最新の情報に更新した津波避難計画、津波ハザードマップ等を作成・改訂する必要がある。

○津波避難タワーを含めた避難場所・避難路、海抜表示板、避難誘導板、避難誘導灯の整備に加え､経年劣化等により機能低下が起こっていないか等を定期的にチェックしていく必要がある。

○避難路の安全性を確保するためには、現地での安全点検に基づき、避難路を塞ぐおそれのある住宅の耐震化やブロック塀の安全対策などを着実に進める必要がある。

○ブロック塀の倒壊や屋外広告物の落下は、地域住民への被害や、避難行動や消火・救助活動の妨げにも繋がるため、啓発や支援制度を設けるなどの対策を進める必要がある。

○津波到達を防ぐ、または到達時間を遅らせるために堤防等を強化する必要がある。

○老朽住宅の倒壊による死傷者の発生、火災の被害を防ぐことや避難路を確保するために老朽住宅の除去を進めていかなければならない。また、老朽住宅の除去に関する補助制度の周知を行っていく必要がある。

○津波避難場所は、経年劣化が進むと大規模な改修が発生する恐れがあり、対策が必要である。

○長期浸水や余震も想定される中、津波避難場所からより安全な場所へ二次避難を可能とする避難路の整備が必要である。

○高台の津波避難場所への避難を基本としながら、高齢等様々な個別要因により津波到達時間内に避難が困難となる避難困難者を対象として、津波救命艇の整備を行う必要がある。

○避難経路や輸送経路となる道路や公共施設が所在する公有地が液状化し、通行できない状況を防ぐための対策が必要である。

○津波による被害の可能性が高い保育園・小中学校に、避難支援備品等の整備を図る必要がある。

○地震・津波情報を居住者等へ速やかに伝達するため、伝達体制の整備が必要である。

○各種ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上の啓発する必要がある。

○避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため、避難道・津波避難タワー等を整備する必要がある。

○津波リスクを踏まえ、保育所・小学校・中学校等公共施設の規模の適正化を図る必要がある。

堤防や水門等のインフラが機能しない

○水門の老朽化のため、改修を行い、施設の長寿命化を図る必要がある。

○津波からの防護のため、津波や高潮対策を推進し強靭な施設を整備する必要がある。

○港湾・漁港管理施設の災害対応力を強化する必要がある。

避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる

○要配慮者の確実な避難に繋げるためには、「避難行動要支援者名簿」を活用した個別計画の策定や避難訓練の実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する必要がある。

○自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐためには、要配慮者施設などの高台移転を推進する必要がある。

避難場所での滞在中に命を落とす

○避難場所で滞在中に負傷者などが命を落とすことを防ぐためには、避難場所への資機材整備や通信手段の確保を推進する必要がある。

○避難場所として活用した際に、避難者が一時的に滞在できるように、自然公園内の施設について整備（野営場、駐車場、トイレ、休憩所などの補修、再整備）が必要である。

○平時の自然公園利用者や災害時の避難者の安全を確保するため、危険地帯への侵入防止、危険箇所の排除及び主要導線の整備（侵入・転落防止柵の設置や再整備、登山道、探勝路（橋、木道含む）の補修や再整備）や脆弱利用施設の再整備が必要である。

南海トラフ地震臨時情報の発表を活かすことができない

○臨時情報が発表された場合に、その情報を生かし、減災につなげるように、取組を推進する必要がある。

防災に取り組む意識が低い

○自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取り組みを進める風土としていくためには、啓発や防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を推進する必要がある。

○防災に強い地域づくりを図るためには、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を推進する必要がある。

救助体制が確立できない

○消防団員の定数の確保に向けた取組を推進する必要がある。

○消防団員を確保し、消防職団員による声かけや広報などを通じて住民に地域防災の必要性を伝える必要がある。

○地域防災の中核を担う消防団員が火災及び災害現場で安全・確実・迅速に活動するために、計画に沿った車両及び資機材の更新、整備の必要がある。

最悪の事態 1-3　地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

長期浸水域に取り残された多数の要救助者が生き残れない

○長期浸水が予測される地域では、避難できる人は水平避難するように啓発が必要である。

○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での備蓄を啓発するとともに、避難場所への必要な資機材の整備を推進する必要がある。

○長期浸水が予測される地域では、要配慮者を無理に避難させる方が危険なので、医療施設や社会福祉施設に滞在し治療や生活を継続しながら救助を待つ必要があるため、滞在に必要な水・食料や資材等の整備が必要である。

○要配慮者への情報伝達や、避難支援・安否確認などの支援対策の充実強化を図る必要がある。

○避難行動要支援者の情報を地域住民と共有できる仕組みづくりが必要である。

○個別避難計画だけではなく、避難所における支援情報等をまとめた個別支援計画の策定を進める必要がある。

救助活動に時間を要する

○長期浸水域内の要救助者の救出するためには、救出方法や避難所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、その結果に基づいた訓練の実施により、実効性を高めていく必要がある。

○長期浸水域内の要救助者の救出するために、救出に必要な資機材の整備が必要である。

救出後の被災者の受け入れ先がない

○長期浸水地域から救出した多くの被災者を受け入れ先について検討する必要がある。

長期浸水により応急活動や復旧・復興が大幅に遅れる

○短時間で長期浸水を解消し、早期の復興につなげるためには、堤防の耐震化や排水機場の耐震・耐水化を推進するとともに、ＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築を関係機関が連携して進める必要がある。

最悪の事態 1-4　大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

住宅等が崩壊土砂に飲み込まれる

○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、土砂災害警戒区域等の指定を加速するとともに住民への周知を継続する必要がある。

○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難に繋げるためには、情報伝達等の訓練や、住民への啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりが必要である。

○地震などによる土砂災害を未然に防ぐために、砂防や急傾斜施設などハード整備が必要である。

○土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などが必要である。

○山地災害や地すべりを防止するためには、治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む森林整備事業による防災・減災対策が必要である。

○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するためには、農村災害対策及び地すべり対策等が必要である。

○有害鳥獣被害対策の補助制度の概要について、広報誌等で啓発する必要がある。

○自然公園内における大規模崩落等防止のために、浸食防止対策をする必要がある。

○山野の植生が鳥獣の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣の生息状況等の変化に注視し、場合によっては捕獲が必要である。

河川からの氾濫により住宅や避難所等が浸水する

○大規模水害に備え、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設を整備する必要がある。

○河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策が必要である。

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上が必要である。

○近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制を整備する必要がある。

最悪の事態 1-5　暴風雨や洪水等に伴う多数の死傷者が発生する事態

風水害による浸水により被災する

○堤防等の事業実施には海岸・河川に関係する周辺の近隣自治体や、民地所有者、関係団体への周知、承諾が必須であり、事業費も膨大となるため長期にわたる交渉協議が必要となる。

○防波堤、河川・海岸堤防や水門等の風水害対策については、堤防等を強化する必要がある。

○長期浸水の被害軽減及び発生時の対応について、排水機の機能確保やポンプ車などの受援等についての検討や、県や国などとの協議や要望が必要である。

○ソフト面（早期の避難呼びかけや避難訓練）、ハード面（護岸・堤防の強化や排水対策）の対策が必要である。

目標２．救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

最悪の事態 2-1　食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

備蓄や事前対策が不十分で燃料や食料・飲料水等が枯渇する

○家庭、事業所及び行政がそれぞれの役割に基づいて、水・食料等の備蓄を着実に推進する必要がある。

○災害時の生活用水の水源を確保する必要がある。

○水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給体制の早期復旧の体制の整備が必要である。

○ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と連携した取組が必要である。

支援物資が届かない

○大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するためには、陸・海・空の輸送基盤の地震・津波や土砂災害対策、台風等の波浪対策、四国８の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や道路整備及び港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備が必要である。

○避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するためには、物資配送計画の策定・見直しや、物資調達・輸送調整等支援システム運用の習熟が必要である。

○総合防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するためには、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期に完了することができるよう、道路啓開計画に基づく訓練を積み重ね実効性を高める必要がある。

○緊急輸送道路の通行を確保するため、住環境整備事業等の活用により、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。

○物資配送等に必要な車両の燃料確保のため、燃料の備蓄が必要である。

○大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。

最悪の事態 2-2　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

孤立集落の被害状況を把握できない

○集落との通信手段を確保するためには、衛星携帯電話の配置などの非常時連絡体制の確保が必要である。

孤立状態が短期間で解消できない

○集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うためには、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保が必要である。

○集落が孤立するリスクを軽減するためには、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の機能を将来にわたって効率的に維持する老朽化対策が必要である

○建築物やブロック塀、老朽住宅等の倒壊により、避難路や緊急輸送道路等が閉塞されるのを防ぐ必要がある。

孤立状態が長期に及び生活できなくなる

○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水、食料、燃料の確保対策が必要である。

最悪の事態 2-3　警察・消防等の被災による救助･救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

応急活動を担う機関が機能を喪失する

○行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎の耐震化、建て替え、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などが必要である。

○大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、車両や資機材、施設等を整備する必要がある。

○総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策が必要である。

○業務継続計画の改訂や、訓練の実施により計画の内容を見直し、実効性を向上する必要がある。また、計画の改訂や訓練において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める必要がある。

○災害時に停電等が発生した際においても、燃料等の安定的な供給を可能とする災害対応型給油所の整備を進める必要がある。

応急活動を効率的に展開できない

○発災時の情報収集や救助救出のためには、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備が必要である。

○大規模災害発生時は、応援部隊を受け入れることが必須となるため、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援体制の構築や実効性の向上が必要である。

○応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や資機材整備が必要である。

応急活動を行う人員・資源が不足する

○消防団の体制強化のためには､消防団員の確保や団員の活動時の安全装備の充実が必要である。

○救急出動件数の増加や大規模な自然災害に対して、高度な医療知識及び特定医療行為を実施できる救急救命士は必要不可欠であり、今後も計画的に資格取得者を増やす必要がある。

○消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するためには、消防団の資機材整

備が必要である。

○応急活動時における燃料を確保するためには、災害対応型給油所の整備のほか、消防機関等への給油施設の整備に関し、検討等を推進するとともに、応急活動で重要な役割を担うヘリコプター等の燃料備蓄に向けた検討が必要である。

○応援部隊の進出拠点を確保するためには、応急期の機能配置計画の見直しが必要である。

最悪の事態 2-4　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

医療施設が機能を喪失する

○医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐためには、ＢＣＰ策定、建築物の耐震化や必要な資機材の整備が必要である。

○後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制が必要である。

○ＤＭＡＴ等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施し、医療救護活動を担う人材の育成が必要である。

○孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築やＤＭＡＴ等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制の整備が必要である。

医療資源が不足する

○災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏まえた災害時の医療救護体制の整備が必要である（医療救護活動を担う人材の確保や育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄）。

○応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や資機材整備が必要である。

○人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法の策定が必要である。

最悪の事態 2-5　被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

衛生環境が悪化する

○災害時に不足するトイレに対応するため、仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備が必要である。

○円滑な遺体対応のためには、検視や火葬の体制の整備を進める必要がある。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める必要がある。

○遺体対応のための訓練の実施や遺体安置運営に必要な物品を整備する必要がある。

○汚水処理機能が停止するリスクの軽減や、将来にわたる効率的な汚水処理機能の維持、停止後の早期復旧を図るためには、汚水処理道施設の耐震化や老朽化対策、ＢＣＰに基づく応急復旧

体制の構築と訓練による実効性の向上が必要である。

○火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、耐震化や非常用電源、燃料などの確保が必要である。

最悪の事態 2-6　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

避難所を供与できない

○避難所不足の解消に向けて、学校の教室利用や地域集会所の耐震化、民間施設の利用の検討が必要である。

○福祉避難所不足を解消するには、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備も必要である。

○避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うためには、地域が主体となって避難所を運営する体制の整備が必要である。

○発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備が必要である。

○避難所が不足しているため、地域毎の避難者数を踏まえた広域避難体制の構築が必要である。

○被災者とペットが共に避難できる避難所の確保や同行するペットのマナー等について、市民に周知を図る。

災害時に避難所となる学校施設が機能しない

○体育館や校舎は、災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化（バリアフリー化を含む）する必要がある。

○児童や生徒、乳幼児が同時に被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する必要がある。

避難所で感染症が集団発生する

○市民が適切な時期に予防接種を実施できるよう啓発を行う必要がある。

○災害時のトイレ不足に対応するため、仮設トイレの備蓄及びトイレの整備を行う必要がある。

○避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するため、実施体制を整備するとともに、消毒用資機材等の備蓄を進める必要がある。

○避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、訓練等で実効性を高めていく必要がある。

災害関連死が発生する

○災害関連死を防ぐため、避難所生活における心のケア活動を担う人材育成や相談が迅速にできる相談体制の整備が必要である。

○熱中症防止や要配慮者の体調管理のため、避難所になる各小中学校の教室等の空調を整備する必要がある。

○地域住民に対して、さまざまな機会を通して、健康増進及び災害時の対応につながる健康教育を日ごろから行う必要がある。

○災害時保健活動マニュアルを活用し、災害時における栄養・食生活支援活動の備えについて検討するとともに、広報、リーフレットの配布等で、一般家庭に啓発していく必要がある。

○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みが必要である。

避難生活が長期化する

○応急仮設住宅の供給、応急借上住宅制度の充実等、避難所生活の長期化を防ぐための速やかな被災者支援や災害廃棄物の処理についての体制の整備が必要である。

○被災者の生活状況や再建支援制度の相談及び支援を行える体制の整備が必要である。

○仮設住宅の建設用地の確保が必要である。

地震発生直後に近隣住民による共助ができない

○防災に強い地域づくりを図るため､防災人材の育成や自主防災組織などの活性化が必要である。

○共助の取組の活性化を図るためには、自主防災組織などの活動が重要なので、自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成が必要である。

○被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるためには、行政職員だけでは避難所運営ができないことから、地域の住民だけで避難所運営ができるようにしておく必要がある。

目標３．必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1　行政機関の職員･施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

施設が被災し行政機能を喪失する

○行政機能が喪失するリスクを軽減するためには、庁舎の耐震化、建て替え、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などが必要である。

○総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策が必要である。

○来庁者や職員の安全確保と防災拠点となる庁舎を確保するため、高台への移転が必要である。

○南海トラフ地震の発生時に迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存のシステムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化が必要である。

○応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄が必要である。

職員が参集できない

○自宅等で職員やその家族が被災することは参集人員の減少に直結するため、建築物の耐震化や家具の固定等の安全対策を職員に対して啓発する必要がある。

○大規模災害時の即応体制の確保のためには、被災後の職員の動員体制の整備を進めていく必要がある。

行政機関が迅速に災害対応できない

○応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定が必要である。

○総合防災訓練のみならず、避難所対応職員等に対する研修、様々な条件下での業務中の避難訓練等を行い、市の防災対応力を向上する必要がある。

○地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化が必要である。

○応急活動の実効性をためるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要である。また、訓練等による検証と見直しをおこない受援体制の強化も必要である。

○住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築が必要である。

目標４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

最悪の事態 4-1　防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない

○難聴者に対する対策が必要である。

○防災拠点等における通信環境の整備として、公衆無線 LAN 環境整備支援事業等を活用した公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境が必要である。

○南海トラフ地震の発生時に迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存のシステムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化が必要である。

○効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要がある。

最悪の事態 4-2　災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

地震情報や避難指示が伝わらない

○観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるためには、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策が必要である。

○住民に避難指示などの情報を確実に伝達するためには、情報伝達手段の多様化が必要である。

目標５．経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1　事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

事業活動が再開できないことにより雇用状況の悪化や経済が停滞する

○事業活動を早期に再開させるため、ＢＣＰ策定の取組の強化を図るとともに、実効性の向上が必要である。

○農業用ハウスの倒壊等による産業の停滞を防ぐためにはハウスの強靭化が必要であることから、その必要性や支援制度の周知を図り、対策を着実に進める必要がある。

○観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等の耐震化を進める必要がある。

○災害に強い産業基盤づくりについては、津波で浸水しない工業団地開発等の対策を着実に推進する必要がある。

○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、事業所の耐震化や地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策が必要である。

○事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素となることから、対策の推進が必要である。

○防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び経済の活性化を図るためには、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成が必要である。

最悪の事態 5-2　基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）が機能停止する

○災害時の物流や救急搬送等の要となる四国８の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や道路の着実な整備が必要である。

○大規模災害発生時においても陸、海の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策、港湾・漁港における岸壁や防波堤等の耐震・耐津波強化や台風等による波浪対策を進めており、引き続きこれらの防災対策とともに、施設の長寿命化についても着実に推進する必要がある。

○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保を進める。

○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、港湾におけるＢＣＰに基づいた訓練・検証・計画の見直しが必要である。

○早期の港湾や漁港啓開のため、啓開作業船の早期導入に活用出来る作業船のための位置・回航情報システムの活用に向けた関係機関との運用調整が必要である。

○道路啓開において重要な役割を担う建設業が、事業を継続できる体制づくりが必要である。

○河川や漁港、港湾、海岸における津波や豪雨、台風等による漂流物がもたらす被害を軽減するための対策が必要である。

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住

宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して推進する必要がある。

最悪の事態 5-3　金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態

金融サービス等の機能停止により市民生活への甚大な影響が生じる

○災害発生時に通常の財務会計システムが停止した場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害所のマニュアルの作成等を検討する必要がある。

○災害時に必要となる現金の保管方法及び職員への支給方法の検討が必要である。

○指定金融機関と災害時の対応についての協議が必要である。地震後の現金供給機能が維持されるためには、金融機関と連携して取り組む必要がある。

最悪の事態 5-4　食料等の安定供給が停滞する事態

生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない

○被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策が必要である。

○早期に生産・流通活動を再開するためには、業界団体による事業継続体制が必要である。

○災害に備え、耕作放棄地を減らし農地を確保するためには、防護柵の整備をはじめとした、農作物等を鳥獣被害から守るための取り組みが必要である。

目標６．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

最悪の事態 6-1　電気、石油、ガス等の供給機能が停止する事態

電気、石油、ガス等の供給機能が停止する

○ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点（復旧に必要な車両の駐車場や資機材の仮置き場）や燃料等の資源の確保が必要である。

○ライフラインを早期に復旧するためには、重要施設までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための実効性を高めていく必要がある。

○災害時に停電等が発生した際においても、燃料等の安定的な供給を可能とする災害対応型給油所の整備を進める必要がある。

○防災拠点や避難所等へ、生活に必要な燃料等を速やかに供給できるようにしておく必要がある。

○大規模災害時の燃料不足に備えて、車両への燃料備蓄を官民協働で行う必要がある。

○災害発生時には燃料確保が困難となることが予測されることから、円滑な消防活動を実施するために確実に燃料確保ができる自家用給油取扱所の整備が必要である。

最悪の事態 6-2　上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

上水道等が長期間にわたり供給停止する

○大規模災害時に速やかに飲料水や生活用水を給水できるように、水源の確保が必要である。

○飲料水や生活用水の確保のために、水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧の体制が必要である。

○ライフラインの早期復旧のためには、重要施設までの速やかな道路啓開が重要であり、そのための体制を構築する必要がある。

○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保が必要である。

○工業用水道施設の耐震化、老朽化対策を推進し、ＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める必要がある。

最悪の事態 6-3　汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する

○汚水処理施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上が必要である。また、汚水処理機能が停止するリスクの軽減と、汚水処理機能を将来にわたって効率的に維持するため、汚水処理施設の耐震化や老朽化対策等が必要である。

○災害時に長期間汚水処理が機能しない状況を回避するため、合併浄化槽の整備を進めていく必要がある。

最悪の事態 6-4　地域交通ネットワークが分断する事態

地域交通ネットワークが分断する

○道路の被災そのものを低減することが重要であるため､道路の防災対策や土砂災害対策を進め、対策を着実に推進することに加え、施設の長寿命化を進める必要がある。

○地域交通ネットワークを維持するため、交通施設の改修や新設する必要がある。

○緊急輸送道路の通行を確保するため、住環境整備事業等の活用により、沿道にある建築物を耐震化する必要がある。

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期完了することができるよう、道路啓開計画や、啓開情報を速やかに関係機関と共有するためのシステムの構築が必要である。

○道路排水施設の未整備な路線や排水施設の流下能力が不足する路線に道路排水施設を整備し、冠水等を防ぐ必要がある。

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して推進する必要がある。

目標７．制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 7-1　地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

地震火災、津波火災により市街地が延焼拡大する

○住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保が必要である。

○経年劣化に伴う消防車両（救急車等含む）及び資機材の機能低下の防止や、最新機能を備えた資機材整備による円滑な活動を実現するために、更新計画に沿った車両及び資機材の更新、整備が必要である。

○地域防災の中核を担う消防団に対し、より安全に各種災害に対応できるよう資機材、備蓄品等の充実を図る必要がある。また、消防署についても多種多様化する災害及び事故に対応するための消防用資機材の整備が必要である。

○津波火災を引き起こす要因の一つである、農業用、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策が必要である。

○市有建築物を改築する際は、難燃化及び延焼防止等を考慮した設計を行う必要がある。

○出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には、避難するときにブレーカーを落とす啓発が必要である。

○危険物貯蔵施設管理者に対し適切な維持管理の啓発とともに、少量危険物貯蔵所等に対しても施設の設置及び更新の際には、危険物が漏洩しない措置を講じるよう指導する必要がある。

○老朽住宅の倒壊による死傷者の発生や出火、避難路の閉塞を防ぐために老朽住宅の除去を進めていく必要がある。

○延焼を防止するため、重点推進地区において街頭消火器・防火水槽の整備を推進する必要がある。

○消火活動で重要な役割を担う消防団員体制は、定数の確保に向けた取組を推進する必要がある。

最悪の事態 7-2　ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する

○耐震性を有していないダムやため池等については、耐震化が必要である。

○洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策が必要である。

最悪の事態 7-3　有害物質の大規模拡散･流出する事態

有害物質の大規模拡散・流出が発生する

○地震や津波による高圧ガス施設等の転倒・流出によるガス等の漏洩を防止するための安全対策が必要である。

目標８．社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

最悪の事態 8-1　復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

土地利用方針や復興方針が決まらず復旧･復興が大幅に遅れる

○被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、震災復興計画等の策定のための事前準備、復興組織体制、復興の方針の事前検討が必要である。

○地震・津波・洪水・土砂災害等の災害で土地の境界が不明確になることを防ぐためには、地籍調査の推進が必要である。

○災害発生後の早期復興へ向けて、仮設住宅設置や遺体安置所、災害廃棄物の仮置場などとして利用可能な用地を調査し、事前確保を行う必要がある。

復興工事が進まず復旧・復興が遅れる

○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保ができるように建設業のＢＣＰ策定が必要である。

最悪の事態 8-2　災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

○災害発生時等の環境問題に対応するために研修会等へ参加し、災害廃棄物の適切な対処方法の把握をする必要がある。

○災害廃棄物処理計画の策定・更新を行うとともに、災害廃棄物の仮置き場候補地の選定、情報の収集、車両の整備が必要である。

○災害時においても確実にごみ処理を行うためには、廃棄物処理施設の耐震化や重油タンク等の流出防止対策、燃料などの確保、廃棄物処理機能維持のための老朽化対策及びBCP の策定が必要である。

○応援部隊や救援物資の受援計画に関して、受援物資の集積面積を確保することや集積所における設備を整備する必要がある。

○災害廃棄物の仮置場を含めた応急期の用地の確保が必要である。

○災害時においても確実にゴミ処理を行うためには、焼却施設の耐震化や非常用電源の確保、燃料などの確保が必要である。

○迅速な災害からの復興を図るためには、災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材が必要である。

○早期に市民の日常生活の復旧・復興につながるように、迅速な損壊家屋等の解体撤去が必要である。

○漁船や養殖施設等が漂流物となり、被害が拡大することを防ぐための対策が必要である。

○漁船・養殖施設等の係留の強化、漁具等の保管位置・保管方法の見直し等の対策を実施するための人材確保が必要である。

最悪の事態 8-3　生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

生活環境が整わないことにより被災前の生活を取り戻すことができない

○地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐためには、地籍調査の推進が必要である

○被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保が必要である。

○住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策が必要である。

○被災者に生活再建に関係する情報を速やかに提供できる体制の整備が必要である。

○被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりが必要である。

○早期に教育・保育環境などを復旧できるように、小中学校・保育園等において、再開計画やBCPの策定及び更新を行う必要がある。

○罹災証明の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成が必要である。

最悪の事態 8-4　文化財等が損失する事態

かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する

○かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいく必要がある。また、市民や観光客等の安全確保が必要である。

第３章　強靭化の推進方針

１　起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

起きてはならない最悪の事態ごとに整理した脆弱性評価結果を踏まえ、最悪の事態を回避するための施策を推進方針として策定しました。

目標１．直接死を最大限防ぐ

最悪の事態 1-1　建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

「耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する」ことを回避するための推進方針

○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。

（地域住宅計画に基づく事業）
公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業

（住環境整備事業）
市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家再生等推進事業、狭あい道路整備等推進事業等

○社会福祉施設や医療機関等が倒壊し、災害発生時に重要な機能が喪失することを防ぐため、耐震性を把握し、耐震化を着実に推進する。

○庁舎や市有建築物が倒壊し、行政機能の喪失を防ぐことや、職員等の命を守るために耐震化を推進する。

○耐震性の低い又は老朽化が見受けられる市営住宅の倒壊を回避するため、市営住宅の耐震化、長寿命化等を推進する。

○社会福祉施設（隣保館等）の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化を推進する。

○子どもや職員を建物倒壊から守るため、学校等の施設の耐震化を推進する。また、学校施設等の老朽化が激しいものについては、改築を推進する。

○観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等は観光客等の命を守るために耐震化を推進する。

○住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難道の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化を推進する。

○地震、津波災害に備え、地盤液状化対策を推進する。

「家具類の転倒や非構造部材の落下等が発生する」ことを回避するための推進方針

○保育所・幼稚園・学校等に対する児童の居室等の設備・施設の対策を推進する。

○家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等について啓発や安全対策を推進する。

○市庁舎や学校、保育園等のロッカーやキャビネット等の転倒やガラスの飛散による職員や児童等への被害を防ぐ対策を推進する。

○児童や生徒、乳幼児が同時に被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や室内の防災対策を着実に推進する。

「ブロック塀等の倒壊により道路が閉塞する」ことを回避するための推進方針

○ブロック塀や老朽住宅の倒壊、看板等の屋外広告物の落下は、市民への被害や避難行動、消火・救助活動の妨げになるため、啓発や支援制度を設ける等の対策を推進する。

「避難行動要支援者が避難できない」ことを回避するための推進方針

○要配慮者や避難行動要支援者が迅速に避難でき、安否確認や市災害対策本部との連絡ができるように、防災マニュアルの作成と見直し、学校や保育園、地域での防災教育への取組、防災訓練、情報伝達手段の検討、体制の整備を推進する。また、要配慮者や家族等への啓発等を推進する。

「避難場所での滞在中に命を落とす」ことを回避するための推進方針

○避難場所で滞在中に避難者の体調が悪化することを防ぐため、避難場所の総点検を実施して、水や防寒用アルミシート、簡易トイレなどの最低限必要な資機材整備を推進する。

○避難場所として活用した際に、避難者が一時的に滞在できるように、自然公園内の施設について整備（野営場、駐車場、トイレ、休憩所などの補修、再整備）を推進する。

○平時の自然公園利用者や災害時の避難者の安全を確保するため、危険地帯への侵入防止、危険箇所の排除及び主要導線の整備（侵入・転落防止柵の設置や再整備、登山道、探勝路（橋、木道含む）の補修や再整備）や脆弱利用施設の再整備を推進する。

「南海トラフ地震臨時情報を活かすことができない」ことを回避するための推進方針

○南海トラフ地震対策は、突発で発生する地震への対応が基本となるが、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげられるように、地域防災計画の見直しや津波避難計画の見直し、事業者（医療施設、社会福祉施設を含む）の地震対策の見直しの支援を行う。また、市民に対する臨時情報の啓発も実施する。

「防災に取り組む意識が低い」ことを回避するための推進方針

○自らが自然災害に備える意識を持ち、事前の取組を進める風土としていくため、啓発や防災教育などの取組を充実し、防災意識の向上を図る。

○防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織の活性化を推進する。

「地域防災力が低いため避難できない」ことを回避するための推進方針

○自主防災組織や連合組織の結成を促し、補助制度を活用した活動活性化を促進する。

○自主防災組織へ各種機関が開催する防災に関する学習会や講演会等の情報提供を継続的に行うとともに、自主防災組織が行う各種防災訓練や避難経路の確認等に対し、市職員や消防職員及び団員の派遣等による支援を継続する。

○緊急地震速報装置を活用した訓練を実施する。

最悪の事態 1-2　大規模津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態

「津波到達までに逃げきれない」ことを回避するための推進方針

○避難空間の早期整備、既存建築物の津波避難ビルへの指定、津波避難ビルの外付け階段や津波避難タワー、津波救命艇等の整備に加え、津波浸水想定区域内の公共施設等の高台への移転や避難訓練の実施等により、要配慮者の避難が間に合わない地域における補足的な避難場所の確保を推進する。

○地震発生時に適切に避難行動がとれるよう、避難路・避難場所の周知や適切な誘導、防災研修会や避難訓練の実施、訓練結果を踏まえた津波避難計画の見直しや最新情報を反映させた津波ハザードマップの作成等を推進する。

○避難時間の短縮・ルート確保等を図るための避難路の改築整備及び機能強化、避難路の安全性を確保するための住環境整備事業等を活用した住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、避難場所からより安全な場所へ二次避難を可能とする避難路の整備を推進する。

○避難を妨げないように家具・家電製品等の転倒・落下防止やガラスの飛散防止対策の啓発及び補助事業の実施、老朽住宅の除去を対象とした補助事業の啓発及び情報提供を強化する。

○防災行政無線を受信できる防災ラジオの避難行動要支援者対象世帯に対する貸与や、難聴地域への屋外子局の増設等を推進する。

○消防救急無線等の通信体制の整備、公用車への放送機材の整備等を推進する。

○避難場所・避難路等について、海抜表示板、避難誘導板、避難誘導灯の設置や故障などの経年劣化等における機能低下に対する修繕を進めるとともに、橋梁の耐震化を推進する。

○避難経路や輸送経路となる道路や公共施設が所在する公有地が液状化し、通行できない状況を防ぐための対策を推進する。

「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことを回避するための推進方針

○水門の老朽化のため、改修を行い、施設の長寿命化を図る。

○津波からの防護のため、津波や高潮対策を推進し強靭な施設を整備する。

○港湾・漁港管理施設の災害対応力を強化する。

「避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる」ことを回避するための推進方針

○要配慮者の確実な避難につなげるため、「避難行動要支援者名簿」を活用した個別計画の策定や避難訓練の実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。

○自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐため、要配慮者施設などの高台移転を推進する。

「救助体制が確立できない」ことを回避するための推進方針

○消防団について啓発・勧誘を行い、消防団員の条例定数を維持する。

○更新計画に沿った消防団の車両更新及び救助資機材・備蓄品等を更新・整備し、消防団員の火

災及び災害現場での安全・確実・迅速な活動を推進するとともに、消防署においては救命率の向上を図るため、救急救命士の資格及び高度救命処置技能の取得推進、救急・救助資機材や高度救命処置用資機材等の更新・整備を推進する。

最悪の事態 1-3　地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水が発生する事態

「長期浸水域に取り残された多数の要救助者が生き残れない」ことを回避するための推進方針

○避難場所が不足する地区については、避難ビルの新規指定を行うなど、避難空間の整備を推進する。

○可能な人は、長期浸水域外に水平避難するように啓発を推進する。

○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での十分な備蓄を啓発するとともに、避難場所への必要な資機材の整備を推進する。

○浸水域内の医療施設や社会福祉施設では、治療や生活を継続しながら救助を待つ必要があるため、滞在に必要な水・食料や資材等の整備を推進する。

「救助活動に時間を要する」ことを回避するための推進方針

○長期浸水域内の要救助者の救出方法や一時滞在場所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、救助・救出計画を策定する。また、継続的な訓練の実施により、実効性を高めていく。

○長期浸水域内の要救助者を救出するために、救出に必要な資機材の整備を推進する。

「救出後の被災者の受け入れ先がない」ことを回避するための推進方針

○長期浸水域から救出した多くの被災者の受け入れ先について検討を進める。

「長期浸水により応急活動や復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避するための推進方針

○短時間で長期浸水を解消し、迅速な応急活動や早期の復興につなげるため、海岸堤防の耐震化や排水機場の耐震・耐水化を推進するとともに、ＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築を関係機関が連携して進める。

最悪の事態 1-4　大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

「住宅等が崩壊土砂に飲み込まれる」ことを回避するための推進方針

○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、土砂災害警戒区域等の指定を着実に推進するとともに住民への周知を行う。

○土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などの訓練による地域の避難体制づくりを推進する。

○地震などによる土砂災害を未然に防ぐために、砂防や急傾斜地対策のハード整備を着実に推進する。

○土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などを住環境整備事業を活用して推進する。

○山地災害や地すべりを防止する治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。

○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。

○自然公園内における大規模崩落等防止のために、浸食防止対策を推進する。

○山野の植生が鳥獣の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用により、鳥獣の捕獲を推進する。

「河川からの氾濫により住宅や避難所等が浸水する」ことを回避するための推進方針

○大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。

○河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に推進する。

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。

○近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制の整備を推進する。

最悪の事態 1-5　暴風雨や洪水等に伴う多数の死傷者が発生する事態

「風水害による浸水により被災する」ことを回避するための推進方針

○都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、関係行政機関と連携をして河川改修、ポンプ場の整備等の浸水対策を推進する。

○ポンプ場などの排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。また、洪水時の避難を迅速に行うためのハザードマップ作成や防災情報の収集・伝達体制の強化などのソフト対策を組み合わせて、総合的に浸水対策を推進する。

○河川や水路の浚渫や下水道施設・ポンプ場などの長寿命化計画による計画的な維持管理を推進し、既存の排水能力を維持するとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災人材の育成を推進する。

目標２．救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

最悪の事態 2-1　食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

「備蓄や事前対策が不十分で燃料や食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

○家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、公的備蓄を着実に推進する。

○災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池を活用する計画策定や工業用水施設を活用するための対策を推進する。

○水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進する。応急給水活動を速やかに実施できるように計画・マニュアルを策定するとともに水供給体制の早期復旧のための水道ビジョンの策定を推進する。

○ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と連携した取組を進める。

「支援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

○大規模災害時においても物資輸送ルートを確実に確保するため、陸・海・空の輸送基盤の地震・津波や、土砂災害対策、台風等の波浪対策、四国８の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や道路の整備及び港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進する。

○避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するために、物資配送計画の策定・見直しを行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。

○総合防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するため、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高めていく。

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期に完了することができるよう、道路啓開計画や、訓練を積み重ね実効性を高めていく。また、関係機関との道路啓開情報の共有方法について、検討を進める。

○緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

○物資配送等に必要な車両の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。

最悪の事態 2-2　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

「孤立集落の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

○連絡通信手段を確保するための通信連絡体制の整備を推進する。

「孤立状態が短期間で解消できない」ことを回避するための推進方針

○集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を推進する。

○集落が孤立するリスクを軽減するため、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の機能を将来にわたって効率的に維持する老朽化対策を計画的に推進する。

○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材、燃料の確保を進める。

○建築物やブロック塀、老朽住宅等の倒壊により、避難路や緊急輸送道路等が閉塞することを防ぐ対策を推進する。

「孤立状態が長期に及び生活できなくなる」ことを回避するための推進方針

○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保のため浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。

最悪の事態 2-3　警察・消防等の被災による救助･救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

「応急活動を担う機関が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

○行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修や建て替え等の耐震化、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置などの対策を住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。

○大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、車両や資機材、施設等の整備を推進する。

○総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策を推進する。

○業務継続計画について、訓練の実施により計画の内容を見直し、実効性を高めていく。また、計画の策定や訓練において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める。

「応急活動を効率的に展開できない」ことを回避するための推進方針

○発災時の情報収集や救助救出のために、ヘリコプターが円滑に活動できるように体制整備を推進する。

○大規模災害発生時は、応援部隊を受け入れることが必須となるため、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援体制の構築と実効性の向上を推進する。

○応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や資機材の整備を推進する。

「応急活動を行う人員・資源が不足する」ことを回避するための推進方針

○消防団の体制強化のため、消防団員の確保に向けた取組を推進するとともに、団員の活動時の安全装備の充実についても推進する。

○消防団の車両更新及び救助資機材・備蓄品等を更新・整備し、消防団員の災害現場での安全・確実・迅速な活動を推進するとともに、救急救命士の資格及び高度救命処置技能の取得推進、救急・救助資機材や高度救命処置用資機材等の更新・整備を推進する。

○消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するため、消防団の資機材整備を推進する。

○応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型給油所の整備や、消防機関への給油施設

の整備を推進する。

○応援部隊の進出拠点を確保するため、応急期機能配置計画の見直しを実施する。

最悪の事態 2-4　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

○医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、ＢＣＰ策定や通信手段の確保、必要な資機材の整備を推進する。また、建築物の耐震化についても住環境整備事業等を活用して対策を推進する。

○後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部からの支援チームの到着や搬送機能の回復まで地域に残存する医療資源で耐えうる体制をつくる。

○DMAT 等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施し、医療救護活動を担う人材の育成を推進する。

○孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築や DMAT 等の活動拠点､航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制整備を推進する。

「医療資源が不足する」ことを回避するための推進方針

○災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏まえた災害時の医療救護体制を整備する（医療救護活動を担う人材の確保やコーディネート人材の育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄)。

○地域の医療救護活動を支援するため、医療従事者の搬送計画の策定を推進する。

○応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や必要な資機材整備を推進する。

○人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法の策定を推進する。

最悪の事態 2-5　被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

「衛生環境が悪化する」ことを回避するための推進方針

○災害時のトイレ不足に対応するため、仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備を推進する。

○円滑な遺体対応のための検視や火葬の体制の整備を進める。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める。

○遺体対応のための訓練の実施や遺体安置運営に必要な物品の整備を推進する。

○汚水処理機能が停止するリスクの軽減と、汚水処理機能を将来にわたって効率的に維持するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。また、ＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進する。

○火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。

最悪の事態 2-6　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

「避難所を供与できない」ことを回避するための推進方針

○避難所不足の解消に向けて、学校の教室利用や民間施設の利用を推進する。また、地域集会所を住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所の確保を推進する。

○福祉避難所不足の解消に向けて、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備を進める。

○避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練、訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進する。

○発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備を推進する。

○避難所が不足しているため、地域毎の避難者数を踏まえた広域避難体制の構築を推進する。

○被災者とペットが共に避難できる避難所の確保やペットの保護体制の整備を推進する。

「災害時に避難所となる学校施設が機能しない」ことを回避するための推進方針

○体育館や校舎は、災害時に避難所となることから、老朽化したトイレを改修し、防災機能強化を進める。

○児童や生徒、乳幼児が被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や窓ガラス飛散防止対策等の室内の安全対策を着実に推進する。

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

○市民が適切な時期に予防接種を実施できるよう啓発を推進する。

○災害時のトイレ不足に対応するよう、仮設トイレの備蓄及びトイレの整備を推進する。

○避難所等での感染症予防対策等の防疫対策活動を実施するよう、実施体制を整備するとともに、消毒用資機材等の備蓄を推進する。

○避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を実施する。

「災害関連死が発生する」ことを回避するための推進方針

○災害関連死を防ぐため、避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制整備を推進する。

○熱中症防止や要配慮者の体調管理のため、避難所になる各小中学校の教室等の空調整備を推進する。

○地域住民に対して、健康増進及び災害時の対応につながる健康教育を推進する。

○災害時保健活動マニュアルを活用し、災害時における栄養・食生活支援活動の備えについて検討するとともに、広報、リーフレットの配布等による啓発を推進する。

○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを推進する。

「避難生活が長期化する」ことを回避するための推進方針

○避難所生活の長期化を防ぐため応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物仮置場を確保する対策を推進する。

○避難所生活の長期化を防ぐため、住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。

○応急仮設住宅の建築資材・作業員が不足することを回避するため、業界団体や他自治体等と連携した体制を構築する。

「地震発生直後に近隣住民による共助ができない」ことを回避するための推進方針

○防災に強い地域づくりを図るため、防災人材の育成や自主防災組織などの活性化を推進する。

○共助の取組の活性化を図るため、自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成を推進する。

○被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができるように、避難所運営のためのマニュアル作成とともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練の実施を推進する。

目標３．必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1　行政機関の職員･施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

「施設が被災し行政機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

○行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震改修や建て替え等の耐震化、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置などの対策を住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。

○来庁者や職員の安全確保と防災拠点となる庁舎を確保するため、高台への移転を推進する。

○南海トラフ地震の発生時に迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化を推進する。

○応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。

「職員が参集できない」ことを回避するための推進方針

○職員やその家族が被災し、参集人員が減少することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して、建築物の耐震化や室内の安全対策を着実に推進する。

「行政機関が迅速に災害対応できない」ことを回避するための推進方針

○大規模災害時の即応体制の確保のためには、被災後の職員の動員体制の整備を推進する。

○応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定を推進する。

○職員の危機管理能力の向上を図るため、研修や訓練の内容を充実させる。

○地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うため、災害対策本部体制の更なる強化を推進する。

○災害時においても応急活動業務を確実に実施するためには、業務継続計画の策定が重要であり、実効性の向上を推進する。

○応急活動の実効性をためるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要である。また、訓練等による検証と見直しをおこない受援体制の強化も推進する。

○業務継続計画について、訓練の実施により計画の内容を見直し、実効性の向上を推進する。また、計画の策定や訓練において明らかとなった課題解決に向けた対策を推進する。

○住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築が必要である。

目標４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

最悪の事態 4-1　防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

「情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない」ことを回避するための推進方針

○南海トラフ地震の発生時に既存システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化を推進する。

○効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要があるため、これらの情報を一元管理できるマップを作成する。

最悪の事態 4-2　災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

「地震情報が避難指示が伝わらない」ことを回避するための推進方針

○観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策を推進する。

○住民に避難指示などの情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化を推進する。

目標５．経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1　事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

「事業活動が再開できないことにより雇用状況の悪化や経済が停滞する」ことを回避するための推進方針

○事業活動を早期に再開させるため、ＢＣＰ策定の取組の強化を図るとともに、実効性の向上を

推進する。また、地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策を推進する。

○農業用ハウスの倒壊等による産業の停滞を防ぐために、その必要性や支援制度の周知を進め、ハウスの強靭化を推進する。

○観光施設、宿泊施設、文化財建造物、商業施設等の耐震化について啓発を行う。

○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。

○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。

○事業活動の再開には、交通、物流、ライフライン（水道、電気、ガス、通信）の復旧が重要な要素であるため各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。

○防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び経済の活性化を図るため、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を推進する。

最悪の事態 5-2　基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）の機能が停止する事態

「基幹的交通ネットワーク（高速道路、港湾等）が機能停止する」ことを回避するための推進方針

○災害時の物流や救急搬送等の要となる四国８の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や道路の着実な整備を推進する。

○大規模災害発生時においても陸、海の輸送ルートを確保するため、橋梁の耐震補強や土砂災害対策、港湾・漁港における耐震強化岸壁の整備等や台風等による波浪対策、施設の長寿命化についても着実に推進する。

○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材の確保を進める。

○被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、港湾におけるＢＣＰに基づいた訓練・検証・計画の見直しによる実効性の向上を推進する。

○早期の漁港啓開のため、啓開作業船の早期導入のための位置・回航情報システムの活用に向けた関係機関との運用調整を推進する。

○道路啓開において重要な役割を担う建設業が、事業を継続できる体制づくりを推進する。

○河川や漁港、港湾、海岸における津波による漂流物がもたらす被害を軽減するための対策を推進する。

○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、BCP 策定を推進する。

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

最悪の事態 5-3　金融サービス等の機能停止による市民生活への甚大な影響が発生する事態

「金融サービス等の機能停止により市民生活への甚大な影響が生じる」ことを回避するための推進方針

○災害発生時に通常の財務会計システムが停止した場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルの作成等を検討する。

○災害時に必要となる現金の保管方法及び職員への支給方法を検討する。

○指定金融機関と災害時の対応についての協議をする。

最悪の事態 5-4　食料等の安定供給が停滞する事態

「生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない」ことを回避するための推進方針

○早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。

○農作物等を鳥獣被害から守るために防護柵の整備などの対策を推進する。

目標６．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

最悪の事態 6-1　電気、石油、ガス等の供給機能が停止する事態

「電気、石油、ガス等の供給機能が停止する」ことを回避するための推進方針

○ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点（復旧に必要な車両の駐車場や資機材の仮置き場）や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者と連携した取組を進める。

○道路啓開計画に位置付けられた重要施設（病院や災害対策本部を設置する施設など）までのルートの啓開を早期に完了できるよう、訓練を積み重ね実効性を高めていく。

○アクセス道路の被災により燃料の供給が停止した場合に備え、燃料供給のバックアップ体制を検討する。

○停電時においても応急活動に必要な燃料を確保するため、災害対応型給油所の整備を推進する。

○応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や応急救助機関の活動拠点などの発災時に必要な機能を確保できるように対策を推進する。

最悪の事態 6-2　上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

「上水道等が長期間にわたり供給停止する」ことを回避するための推進方針

○飲料水や生活用水の確保のため、水源としてため池を活用する計画策定や工業用水の活用を推

進する。

○飲料水や生活用水の確保のために、水道施設等や管路の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧体制の整備を推進する。

○ライフラインを早期に復旧するためには、ライフライン協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や重要施設の復旧情報の可視化、事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進する。

○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保のため浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。

○工業用水道施設の耐震化、老朽化対策を推進し、ＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進する。

最悪の事態 6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

「汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する」ことを回避するための推進方針

○下水道施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める。また、汚水処理機能が停止するリスクの軽減と、汚水処理機能を将来にわたって効率的に維持するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。

○災害時に長期間汚水処理が機能しない状況を回避するため、合併浄化槽の整備を推進する。

最悪の事態 6-4　地域交通ネットワークが分断する事態

「地域交通ネットワークが分断する」ことを回避するための推進方針

○橋梁の耐震化南海トラフ地震や頻発・激甚化する豪雨災害等の発生時に円滑な救援・救助活動及び緊急物資の輸送等を支える強靭な道路ネットワークの構築を図る。
・社会資本整備総合交付金事業（道路整備・道路改良）

内容	指標	現状
・（他）新田１号線・新田工区 事業内容：現道拡幅（橋梁架替を含）　Ｌ＝0.18 ㎞ 事業期間：令和３年度～令和５年度、総事業費：578 百万円	社会資本総合整備計画により明記されている路線数	１路線

○災害発生時に、道路ネットワークを確保するためには、道路の被災そのものを低減するため、橋梁の耐震対策や道路法面の防災対策を着実に推進する。

○地域交通ネットワークを維持するため、交通施設の改修や新設を推進する。

○災害発生時に、円滑な救援・救助活動及び緊急物資の輸送等を支える強靭な道路ネットワークの構築を図るため、道路の新設や拡幅等の防災対策を着実に推進する。

○緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道にある建築物の耐震化を住環境整備事業等を活用して推進する。

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期完了することができるよう、道路啓開計画、啓開情報を速

やかに関係機関と共有するためのシステムの構築を推進する。

○交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるようにするための対策を推進する。

○交通ネットワークの安全性を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。

目標７．制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 7-1　地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

「地震火災、津波火災により市街地の延焼が拡大する」ことを回避するための推進方針

○住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。

○経年劣化に伴う消防車両（救急車等含む）及び資機材の機能低下の防止や、最新機能を備えた資機材整備による円滑な活動を実現するために、更新計画に沿った車両及び資機材の更新、整備を推進する。

○地域防災の中核を担う消防団に対し、より安全に各種災害に対応できるよう資機材、備蓄品等の充実を図る。また、消防署についても多種多様化する災害及び事故に対応するための消防用資機材の整備を推進する。

○危険物貯蔵施設管理者に対し適切な維持管理の啓発とともに、少量危険物貯蔵所等に対しても施設の設置及び更新の際には、危険物が漏洩しない措置を講じる指導を推進する。

○老朽住宅の倒壊による死傷者の発生や出火、避難路の閉塞を防ぐために老朽住宅の除去を推進する。

○津波火災を引き起こす要因の一つである、農業用、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策を着実に推進する。

○出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とす啓発を推進する。

○密集市街地において、土地区画整理事業を推進することで、地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路の整備を推進する。

○延焼を防止するため、重点推進地区において街頭消火器・防火水槽の整備を推進する。

○消火活動で重要な役割を担う消防団員体制は、定数の確保に向けた取組を推進する。

最悪の事態 7-2　ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

「ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことを回避するための推進方針

○耐震性を有していないダムやため池については、耐震化を着実に推進する。

○洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。

最悪の事態 7-3　有害物質の大規模拡散･流出する事態

「有害物質の大規模拡散・流出が発生する」ことを回避するための推進方針

○地震や津波による高圧ガス施設等の転倒・流出による、ガス漏洩を防止するための安全対策を推進する。

目標８．社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

最悪の事態 8-1　復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

「土地利用方針や復興方針が決まらず復旧･復興が大幅に遅れる」ことを回避するための推進方針

○被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、震災復興計画等の作成のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進する。

○地震・津波・洪水・土砂災害等の災害で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。

「復興工事が進まず復旧・復興が遅れる」ことを回避するための推進方針

○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように建設業のＢＣＰ策定を推進する。

○復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除することにより、健全な復興事業を推進する。

最悪の事態 8-2　災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避するための推進方針

○膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために、災害廃棄物処理計画について不足する仮置場の用地確保を推進する。

○災害時においても確実にゴミ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における非常用電源や燃料の確保、ＢＣＰ策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。

○迅速な災害からの復興を図るため災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材の育成を推進する。

○迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた、関係団体との協力協定の締結と実効性の向上を推進する。

最悪の事態 8-3　生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

「生活環境が整わないことにより生活を再建することができない」ことを回避するための推進方針

○地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。

○被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保を推進する。

○住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備する。

○被災者に生活再建に関係する情報を速やかに提供できる体制の整備を推進する。

○被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりを推進する。

○早期に教育環境などを復旧できるように、学校・保育所・幼稚園等において、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等のＢＣＰ策定などの事前準備を推進する。

○罹災証明書の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。

○地域再生法に基づき、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化及び生活環境の整備のための基盤となる施設の整備を行う。

最悪の事態 8-4　文化財等の損失する事態

「かけがえのない文化財や文化財建築物が災害により損壊する」ことを回避するための推進方針

○文化財や文化財建造物を災害から守り次の時代に受け継いでいくため、文化財等の耐震対策、文化財所有者への防災意識の啓発を推進する。

２　施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価で顕著化した課題について、個別分野ごとに推進方針を策定しました。また、施策分野を越えて複数に影響を与える施策を横断的分野として整理しました。

（１）個別施策分野

1)行政機能	
命を守る	○応急活動を担う機関機能の喪失を防ぐため、庁舎の耐震化、建て替え、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置、資機材の整備、食料等の確保などの対策を着実に推進する。 ○大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、車両や資機材、施設等の整備を推進する。 ○南海トラフ地震の発生時に、迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化を推進する。 ○応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄を推進する。 ○長期浸水が予測される地域では、避難できる人は水平避難するように啓発を推進する。 ○長期浸水が予測される地域では、避難場所を確保するため、避難ビルの新規指定を推進する。 ○突発対応を基本とすることを継続するとともに、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげる取組を推進する。
命をつなぐ	○応急対策業務を円滑に実施するため、各所属で具体的な対応マニュアル等の策定を推進する。 ○業務継続計画について、訓練の実施により計画の内容を見直し、実効性を高めていく。また、計画の策定や訓練において明らかとなった課題解決に向けた対策を進める。 ○大規模災害時の即応体制の確保のため、被災後の職員の動員体制の整備を進める。 ○職員の危機管理能力の向上を図るため、研修や訓練の内容を充実する。 ○行政機能が喪失するリスクを軽減するため、庁舎の耐震化、建て替え、津波浸水予測区域外への移転、非常用電源の高層階設置などの対策を住環境整備事業等を活用して推進する。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進する。 ○総合防災拠点内の施設の被災を軽減するため、施設や非構造部材の耐震化、建て替え、設備等を含めた老朽化対策を推進する。 ○大規模災害発生時は、応援部隊を受け入れることが必須となるため、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援態勢の構築と実効性の向上を推進する。 ○県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点やSCUに必要な資機材整備を推進する。 ○応急活動の実効性を高めるため、外部からの応援職員の受入体制の整備を推進する。また、訓練等による検証と見直しをおこない受援態勢の強化も推進する。

	○消防団について啓発・勧誘を行い、消防団員の条例定数を維持する。 ○消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するため、消防団の資機材整備を推進する。 ○応急活動の拠点や仮設住宅の建設地など、応急対策や復旧・復興対策における土地利用を円滑に進めるため、応急期の機能配置計画の見直しを実施する。 ○応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型給油所の整備や消防機関への給油施設の整備を推進する。 ○救助救出されるまで、医療施設や社会福祉施設での治療や生活を維持できるように、資機材整備や医薬品・水・食料などの備蓄を進めるとともに、外部からの物資支援の供給などの対策を検討する。 ○浸水域に多くの住民が取り残されるおそれがあるため、家庭や事業所での備蓄を啓発するとともに、避難場所への資機材の整備を推進する。 ○長期浸水域内の要救助者の救出方法や避難所までの搬送方法などのオペレーションを検討し、救助・救出計画を策定する。また、訓練を実施し、実効性を高めていく。 ○長期浸水地域から救出した多くの被災者の受け入れ先について検討を進める。 ○集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を進める。 ○孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保のため浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進する。 ○避難所不足の解消に向けて、学校の教室利用や民間施設の利用を推進する。また、地域集会所を住環境整備事業等を活用して耐震化し、避難所の確保を推進する。 ○福祉避難所不足の解消に向けて、福祉避難所の確保を進めつつ、一般避難所における要配慮者対応体制の整備を進める。 ○避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練、訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進する。 ○発災後一定期間は、避難所で生活することが想定されるため、避難所の環境整備を推進する。 ○避難所が不足しているため、地域毎の避難者数を踏まえた広域避難体制の構築を推進する。 ○被災者とペットが共に避難できる避難所の確保やペットの保護体制の整備を推進する。 ○避難場所で滞在中に避難者の体調が悪化することを防ぐため、避難場所の総点検を実施して、水や防寒用アルミシート、簡易トイレなどの資機材整備を推進する。 ○避難場所として活用した際に、避難者が一時的に滞在できるように、自然公園内の施設について整備（野営場、駐車場、トイレ、休憩所などの補修、再整備）を推進する。 ○平時の自然公園利用者や災害時の避難者の安全を確保するため、危険地帯への侵入防止、危険箇所の排除及び主要導線の整備（侵入・転落防止柵の設置や再整備。登山道、探勝路（橋、

	木道含む）の補修や再整備）や脆弱利用施設の再整備を推進する。 ○備蓄計画に基づき備蓄を行うとともに、民間事業所との協定による物資の確保や備蓄以外による水の確保を推進する。 ○避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するために、物資配送計画の策定・見直しを行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施する。 ○総合防災拠点を核とした物資調達・供給を円滑に実施するため、関係機関が連携した仕分け、輸送訓練を実施し、実効性を高めていく。 ○防災拠点へ至るルートの啓開を早期に完了することができるよう、道路啓開計画や、訓練を積み重ね実効性を高めていく。また、関係機関との道路啓開情報の共有方法について、検討を進める。 ○円滑な遺体対応のため、検視の体制の整備を進める。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定める。 ○火葬のために必要な施設については、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。
生活を立ち上げる	○膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために、災害廃棄物処理計画について見直しによるバージョンアップや不足する仮置場の用地確保を推進する。 ○災害時においても確実にゴミ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設における非常用電源や燃料の確保、ＢＣＰ策定を進める。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化を推進する。 ○罹災証明書の発行をスムーズにするため、住家の被害認定調査を円滑に行えるよう住家被害認定士の育成を推進する。 ○被災者に生活再建に関係する情報を速やかに提供できる体制の整備を推進する。 ○被災者の生活を支援するため、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるように体制づくりを推進する。 ○被災したとしても速やかに復興に取り組めるようにするため、復興グランドデザインの検討や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興の方針の事前検討を推進する。

2)インフラ・住環境	
命や財産を守る	○住宅・建築物建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び、住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という。）を推進し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。 ○社会福祉施設（隣保館等）の利用者や職員を地震による建物倒壊から守るため、耐震化や室内の安全対策を推進する。（再掲） ○児童や生徒、教職員を地震の強い揺れから守るため、学校等の施設の建て替えや耐震化、室内の安全対策を住環境整備事業等を活用して推進する。

	○家庭や事業所における室内の安全確保のため、啓発や家具固定等安全対策の支援を推進する。 ○多数の児童や生徒、乳幼児が被災することを防ぐため、学校等の非構造部材（天井材、照明など）の耐震対策や窓ガラス飛散防止対策等の室内の安全対策を着実に推進する。 ○学校や保育所・幼稚園、社会福祉施設、市有施設等のブロック塀等の倒壊により、児童や生徒、施設利用者、職員などが死傷することを防ぐため、住環境整備事業等を活用して対策を推進する。 ○避難路の安全性を確保するため、現地での安全点検に基づき、住宅の耐震化やブロック塀の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等の対策を住環境整備事業等を活用して着実に推進する。 ○発生頻度の高い津波に対しては浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、防波堤、河川・海岸堤防や水門等の地震・津波対策を着実に推進する。 ○短時間で長期浸水を解消し、迅速な応急活動や早期の復興につなげるため、現在進めている海岸堤防の耐震化や排水機場の耐震・耐水化を引き続き着実に推進するとともに、ＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築を関係機関が連携して進める。 ○津波からの避難時間を稼ぐとともに、陸こうを閉めに行った者が津波に巻き込まれることを防ぐため、常時閉鎖を推進するとともに、大きな陸こうについては、開口部閉鎖に係る作業量を低減するための動力化を推進する。 ○地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう避難路の周知や避難訓練の実施・参加率の向上、訓練による津波避難計画の見直しなどを推進する。 ○計画している避難空間の早期整備を進めるとともに、避難訓練により、要配慮者の避難が間に合わないなどの課題が明らかになった地域については、補足的な避難空間を整備することで避難場所の確保を推進する。 ○自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐため、要配慮者施設などの高台移転を推進する。 ○大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。 ○河川堤防や水門・樋門、ダム等の河川管理施設については、定期点検やパトロール等を通じ、適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に推進する。 ○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水防演習を実施するなど、地域の防災力の向上を推進する。 ○近年の大規模水害を踏まえ、市民等に対し、迅速かつ的確に水防情報（洪水時の水位情報など）を提供する体制の整備を推進する。 ○土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難につなげるため、土砂災害警戒区域等の指定を着実に推進するとともに住民への周知や避難体制づくりを推進する。 ○土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所等を優先した砂防や急傾斜施設などハード整

備や土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などを住環境整備事業を活用して推進する。

○山地災害や地すべりを防止する治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む森林整備事業による防災・減災対策を推進する。

○農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地すべり対策等の農村地域の防災・減災対策を推進する。

○自然公園内における大規模崩落等防止のために、浸食防止対策（登山道のガリー化防止、法面崩壊対策など）を推進する。

○山野の植生が鳥獣の食害を受けることによって地表が露出し、土砂災害の要因となることを防ぐため、鳥獣の捕獲を推進する。

○住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進する。

○出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とす啓発を推進する。

○密集市街地において、土地区画整理事業を推進することで、地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路の整備を推進する。

○延焼を防止するため、重点推進地区において街頭消火器・防火水槽の整備を推進する。

○津波火災対策として、漂流物、漂流油への具体的な消火方法、漂着物が出火した場合の避難誘導方法について検討する。

○津波火災を引き起こす要因の一つである、農業用、漁業用屋外燃油タンク等からの燃料流出を防ぐため、関係機関と連携して屋外燃油タンク対策を着実に推進する。

○耐震性を有していないダムやため池等については、耐震化を着実に推進する。

○洪水処理能力等が不足しているため池については、豪雨対策を着実に推進する。

命をつなぐ

○橋梁の耐震化南海トラフ地震や頻発・激甚化する豪雨災害等の発生時に円滑な救援・救助活動及び緊急物資の輸送等を支える強靭な道路ネットワークの構築を図る。
・社会資本整備総合交付金事業（道路整備・道路改良）

内容	指標	現状
・（他）新田１号線・新田工区 事業内容：現道拡幅（橋梁架替を含）　Ｌ＝0.18 ㎞ 事業期間：令和３年度～令和５年度、総事業費：578 百万円	社会資本総合整備計画により明記されている路線数	１路線

○防災拠点へ至るルートの啓開を早期に完了することができるよう、道路啓開計画、訓練を積み重ね実効性を高めていく。また、関係機関との道路啓開情報の共有方法について、検討を進める。

○大規模災害時においても緊急輸送を確実に確保するため、陸・海の輸送基盤の地震・津波対策や土砂災害対策、台風等の波浪対策、四国８の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消や道路の整備を着実に推進するとともに、早期復旧を図るための体制の構築を推進

	する。 ○地震発生後の２次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進する。 ○ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と連携した取組を進める。 ○災害時の生活用水の水源を確保するため、ため池を活用する計画策定や工業用水施設を活用するための対策を推進する。 ○水道施設の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水・応急復旧等の応急対策活動を速やかに実施できるように計画・マニュアルの策定を策定するとともに、水道ビジョンに基づく強靭化を推進する。 ○汚水処理機能が停止するリスクの軽減や、停止後の早期復旧を図るための、汚水処理施設の耐震化やＢＣＰに基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性を向上するとともに、将来にわたる効率的な汚水処理機能を維持するため、老朽化対策を計画的に推進する。
生活を立ち上げる	○被災者に対して速やかに応急仮設住宅を供給できるように、応急仮設住宅の建設用地の確保を推進する。 ○住環境整備事業等を活用し、応急仮設住宅や災害公営住宅等、被災者の住まいを速やかに確保する対策を推進する。 ○被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるように、供給計画に基づく関係団体との訓練による実効性の向上や民間賃貸住宅を借り上げるための迅速な対象物件の把握と情報提供の体制整備、木造応急仮設住宅への建築資材の供給体制の整備を推進する。 ○応急復旧工事を速やかに実施するため、事業の継続や資機材の確保、重機の確保、技術者・職人等の確保ができるように建設業のＢＣＰ策定を推進する。 ○地震・津波で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。 ○災害時に長期間汚水処理が機能しない状況を回避するため、合併浄化槽の整備を推進する。

3) 保健医療・福祉	
命を守る	○患者や施設利用者、職員の安全を確保するため、医療施設や社会福祉施設の耐震化を推進する。 ○要配慮者の確実な避難につなげるため、「避難行動要支援者名簿」を活用した個別計画の策定や避難訓練の実施など、実効性のある避難支援体制の構築を推進する。 ○自らの力で避難できない方が津波に飲み込まれることを防ぐため、要配慮者施設などの高台移転を推進する。
命をつなぐ	○医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、ＢＣＰ策定や通信手段の確保、必要な資機材の整備を推進する。また、建築物の耐震化についても住環境整備事業等を活用して対策を推進する。 ○災害時医療救護計画に基づき、被害想定や平時における地域の医療資源（ひと・もの）を踏

	まえた災害時の医療救護体制を整備する（医療救護活動を担う人材の確保やコーディネート人材の育成、医療資機材や医薬品等の確保・備蓄）。 ○後方搬送ができない状況を想定し、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化し、外部支援の到着や搬送機能の回復までに地域に残存する医療資源で耐えうる体制の整備を推進する。 ○ＤＭＡＴ等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施し、医療救護活動を担う人材の育成を推進する。 ○孤立地域に医療従事者を搬送する仕組みの構築やDMAT等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、地域の医療活動をバックアップする体制整備を推進する。 ○応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や必要な資機材整備を推進する。 ○要継続医療患者の避難生活や治療の継続を支援する体制の整備を推進する。 ○福祉避難所不足の解消に向けて、福祉避難所の確保を進めつつ、一般避難所における要配慮者対応体制の整備を進める。 ○災害関連死を防ぐため、避難所生活における保健衛生活動や心のケアを確実に実施できる体制整備を推進する。 ○大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、ＤＰＡＴの円滑な受入体制を整備する。 ○被災した要配慮者の避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを推進する。 ○避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定し、ＨＵＧ訓練等で実効性の向上を推進する。 ○保健衛生活動体制の整備を推進するため、研修会の開催や市町村のマニュアル策定や改定を推進する。 ○汚水処理施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を進める。また、汚水処理機能が停止するリスクの軽減と、汚水処理機能を将来にわたって効率的に維持するため、汚水処理施設の耐震化や老朽化対策等を推進する。 ○火葬場やごみ焼却場などの衛生環境の保全のために必要な施設については、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進する。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進する。

4) 産業・エネルギー	
生活を立ち上げる	○事業活動を早期に再開させるため、ＢＣＰ策定の取組の強化を図るとともに、実効性の向上を推進する。また、地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策を推進する。 ○災害に強い産業基盤づくりを進めるため、津波で浸水しない工業団地開発などの対策を着実に推進する。 ○従業員の被災は、事業活動の再開に大きく影響するため、住環境整備事業等を活用して事業所の耐震化を推進する。 ○事業活動の再開には、交通、物流、ライフラインの復旧が重要な要素であるため、各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進

	する。 ○防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び経済の活性化を図るため、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を推進する。 ○早期に生産・流通活動を再開するため、農業・林業・水産業の業界団体による事業継続体制の整備を推進する。 ○治山・森林整備事業による防災・減災対策を推進する。 （森林整備） ・「公益的機能別森林」の区域内において実施する間伐等の森林整備 ・地域森林計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において実施する間伐等の森林整備 （林道） 地域森林計画に掲載されている林道の開設、拡張を行うことにより、森林整備の健全化を図り防災・減災対策を推進する。 （治山事業） 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区での治山事業を実施することにより、山地災害の防止を図り、防災・減災対策を推進する。 ○被災後も農業の生産基盤となる農地、農業水利施設及び農道等を、円滑な生産活動に活用することができるよう、基盤整備や長寿命化等の対策を推進する。 ○農作物等を鳥獣被害から守るために防護柵の整備などの対策を推進する。

5）金融	
命をつなぐ	○地震後の現金供給機能が維持されるよう、金融機関と連携して取り組む。

6）情報通信	
命を守る	○南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存のシステムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化（地上系の再整備・衛星系の整備）を推進する。 ○観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策を推進する。 ○住民に避難指示などの情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の多様化を推進する。

（２）横断的分野

1) リスクコミュニケーション

○住民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むよう、学校による防災教育、地域での防災学習会や啓発を行う。

○地震発生時に適切な行動が取れるよう、訓練の充実を図る。

○災害発生時に要配慮者の命を守れるように、避難や避難生活での支援体制の整備を地域や関係機関と連携して推進する。

○車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を、官民協働により推進する。

2) 人材育成

○地域で互いに支え合う仕組みや体制をつくるため、自主防災組織の活動活性化や地域の防災活動を担う人材の育成を推進する。

○職員が危機事象に円滑に対応するため、職員の危機管理能力の向上を図る。

○ＤＭＡＴ等の養成や、地域の医師を対象とした災害医療研修、様々な訓練等を実施し、医療救護活動を担う人材の育成を推進する。

○保健衛生活動体制の整備を推進するため、研修会の開催や市町村のマニュアル策定や改定を推進する。

○迅速な災害からの復興を図るため災害廃棄物処理を被災現場で実務的に担っていく人材の育成を図る。

○応急復旧工事を速やかに実施するため、建設業のＢＣＰ策定を推進するとともに実効性の向上を図るための訓練の充実を推進する。

3) 官民連携

○防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県経済の活性化を図るため、防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を推進する。

○事業活動を早期に再開させるため、ＢＣＰ策定の取組の強化を図るとともに、実効性の向上を推進する。また、地域と一体となった訓練の実施など、揺れ・津波から身を守る対策を推進する。

○ライフラインを早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と連携した取組を進める。

4）老朽化対策

○命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥ることを防ぐため、計画的に既存インフラの長寿命化を進める。

5）国・県との連携

○最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐために、関係機関と協力して河川・海岸堤防の耐震化や水門の自動化・遠隔操作化など、強靭な津波・高潮対策施設の整備を推進する。併せて、国直轄事業の導入や直轄事業並みの事業推進に向けて、予算の重点配分や新たな財政支援制度の拡充など、国の積極的な財政支援及び国直轄事業による事業の推進などの技術的支援を受けられるよう、国、県などの関係機関とも連携して取り組む。

○国・県及び流域関係市町村と連携して計画的な河川改修を促進し、水資源の確保や水害・地震・津波に対する防災性の向上を図る。

○排水機場、樋門、排水路等の関係機関による情報共有を踏まえた、排水計画を検討する。

○「高知県道路啓開計画」に基づき、県と連携した道路啓開体制の整備を推進する。

○緊急輸送道路について、沿道建造物の不燃化及び耐震化、電柱等の構造物の地中化を進めるとともに、自販機の転倒防止、看板等の落下防止、ブロック塀の倒壊防止に努め、交通ネットワークの災害対応力強化を図る。

○農業用排水路等の老朽設備の更新等の農地防災対策及び農地保全対策を順次進めるとともに、関係機関・市民と連携しながら、適切な維持管理を推進する。

○土砂災害の危険性を市民が認識し、確実な避難に繋げるために、国・県・市が連携し、情報伝達等の訓練や市民へのがけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、移転等の啓発や防災訓練による地域の避難体制づくりを推進する。

○集中豪雨等による土砂災害等が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関が連携し、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等のハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進する。

○荒廃山地の修復促進等の実施を積極的に県に要望し、森林・農地・墓地・里山の保全等による総合的な防災機能の向上を図る。

○国・県と連携をとり、海難等が発生し重油等が流出した場合の応急体制の構築を推進する

第４章　計画の進捗管理と不断の見直し

１　強靱化に係る計画等の必要な見直し

本計画は、他の計画等の上位に位置付けられる、いわゆるアンブレラ計画です。

そのため、強靱化に係る他の計画については、本計画に沿うよう必要に応じて内容の修正を行うこととします。

２　計画の進捗管理と不断の見直し

南海トラフ地震に対する強靱化を進めるため、行動計画に各施策の目標値を設定し、進捗管理と見直しを毎年行います。

また、本計画については、今後の社会経済情勢などの変化や施策の進捗状況等を考慮し、概ね５年ごとに内容を見直すこととします。なお、それ以前であっても地方創生との連携や施策の進捗状況等を踏まえ、適宜修正を加えることとします。